

令和3年

第2回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和3年7月30日

至 令和3年7月30日

月 日	曜日	会議、休会、その他
7月30日	金	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和3年第2回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第32号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)	令和3年7月30日	原案可決
議案第33号	工事請負契約について(伊是名村小学校校舎改築工事)	〃	原案可決
議案第34号	工事請負契約について(村道南風原線道路整備工事(R3-1))	〃	原案可決
発議第4号	今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議	〃	原案可決

令和3年第2回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和3年7月30日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和3年7月30日	9時29分	議長	宮城安志
	閉会	令和3年7月30日	10時01分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	〃
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	〃
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

会議録署名議員

8番	前田 清	9番	東江 克伸
----	------	----	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	書記	島 瑞紀
--------	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田 政義	農林水産課長	前田 秀光
副村長	奥間 守	建設環境課長	末吉 長吉
教育長	照屋 巧	教育振興課長	兼元 清永
総務課長	諸見 直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里 篤	商工観光課長	神田 宗秀
企画政策課長補佐	嘉数 良隆		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和3年7月30日

会議録署名議員の指名
会期の決定
令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
工事請負契約について（伊是名村小学校校舎改築工事）
工事請負契約について（村道南風原線道路整備工事（R3-1））
今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議

令和3年第2回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前9時29分

2. 付議事件及び順序 令和3年7月30日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第32号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
4	議案第33号	工事請負契約について（伊是名村小学校校舎改築工事）
5	議案第34号	工事請負契約について（村道南風原線道路整備工事（R3-1））
6	発議第4号	今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議

議長（宮城安志）

ただいまから令和3年第2回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名です。

執行部の説明員であります。前川企画課長の代理として嘉数課長補佐が出席しております。

これから本日の会議を開きます。 （午前9時29分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番前田清議員、及び9番東江克伸議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月30日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日7月30日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第32号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、議案第32号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ968万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,379万1千円とするものであります。

歳入につきましては、19款繰越金で財源確保のため、前年度繰越金8万1千円の増額、21款村債で960万円の増額となっております。

歳出につきましては、9款教育費で968万1千円の増額となっております。

その内容としましては、9款教育費で伊是名小学校校舎改築事業にて工事請負費の増、工事監理委託業務の予算計上となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和3年7月30日、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。
議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

小学校の校舎改築事業、これは去った当初予算の債務負担行為で2カ年度に跨っての予算措置でありましたが、後程に出てくる工事案件と関連しまして、来年、この工事の流れといいたいでしょうか、例えば、現校舎の解体等があるはずですから、この辺の説明をお願いします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。校舎の建築については先週入札が終わりまして、今回、議会の方に工事案件の契約についてあげております。工事の方が1年間を見込んで、来年の夏休み明けぐらいまでには、校舎建築の完成を予定しておりまして、その後に現校舎の解体をやる予定です。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

この校舎の建築、従来、運動場が道路側から見えて、子どもたちの体育の授業や元気な歓声がこれまで見られておったんですけど、今度、この校舎建築の予想図から見ますと、道路側、あるいは学校の中に入らないと子どもたちの体育の授業が見られないというのは、非常に残念な気がします。元気な歓声を込めた子どもたちの授業風景をぜひ見れるような工事の配慮もぜひやっていたきたいなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第32号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第33号・工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第33号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村小学校校舎改築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 伊是名小学校校舎改築工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約済金額 8億4,458万円
4. 契約の相手方 沖縄県沖縄市池原一丁目6番10号
上門工業株式会社
代表取締役 上門 信 孝

令和3年7月30日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名小学校校舎改築工事の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、この議案を提出するものであります。

なお、建設工事請負契約書の写し、工事概要、配置図等については添付されております。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

現在、ずっと以前から親しまれているガジュマルが3本ほどありますが、これは私たちも非常に愛着を持っているガジュマルなんですけど、このガジュマルは移設とか、あるいは撤去とか、どういうふうな感じの形態でされるのか、説明願います。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。現在ある霊木のガジュマル等々、そういったのは残すような形で施工するようになっております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

今回発注されて図面も付されていますが、ちょっと確認の意味で聞きたいと思います。この図面からすると、校舎とグラウンドが若干くっついているような感じがしますが、後々校舎もできてグラウンド整備に入る時期になりますと、そのトラックと校舎がどれぐらいスペースがあるのか、あるいは、その幅を保てるよう視野に入れて考えているのか、あるいはまた用地等の問題で足りなくて、また、用地の買収等、そこまでも視野に入れて考えているのか聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時44分

議長（宮城安志）

再開します。

教育振興課長。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。新しくできる校舎と運動場との間隔ということでありませけれども、この運動場までの幅が大体5メートルぐらいになります。いま現校舎の方を壊して、そこが運動場になります。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

そこまで視野に入れて考えているということですので理解してよろしいですね。今日確認の意味でお聞きしたわけでありませけれども、後に学校行事等で運動会が出てきたときに、どうしても日陰を求めて観客がそこに集まってくる環境になるのかなと想定をして聞いてみたわけでありませ。そこまで視野に入れて考えてやるのがよろしいかと思ひます。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他に質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第33号・工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第33号・工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、地方自治法第117条の規定によって、潮平そのみ議員は、除斥の対象となりますので、議場から退場を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時49分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第5

議案第34号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第34号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

村道南風原線道路整備工事（R3-1）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 村道南風原線道路整備工事（R3-1）
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 5,170万円
4. 契約の相手方 沖縄県島尻郡伊是名村字諸見4952番地の3
有限会社 タカラ建設

代表取締役 高良富三

令和3年7月30日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、「村道南風原線道路整備工事(R3-1)」を施工するため、この案を提出するものであります。

なお、建設工事請負契約書の写し、契約平面図を添付しております。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

追加説明で、建設環境課長より工事概要を口頭で説明します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

説明に入る前に、清議員からご指摘がありました概要書が添付漏れということでご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。

口頭ではありますが、概要を説明いたします。添付しております平面図にありますとおり、今回の工事としまして、補強土壁工とL型擁壁工が主工事となっております。全体の工事区間としましては、88メートルほど予定しております。以上が概要になります。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号・工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号・工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

潮平そのみ議員の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午前 9 時 5 3 分

再開 午前 9 時 5 4 分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第 6

発議第 4 号・今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

発議第 4 号

令和 3 年 7 月 3 0 日

伊是名村議会議長 宮 城 安 志 殿

提出者 伊 禮 正 徳

賛成者 東 江 清 和

賛成者 潮 平 そのみ

今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、提出します。

なお、要請決議書を読み上げて要旨説明といたします。

発議第 4 号

今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議

今帰仁村道湧川運天線は、国道 5 0 5 号より県の重要港湾である運天港と結ばれており、港は、伊是名村、伊平屋村の離島航路の玄関口として島民を中心に観光客等、コロナ禍以前は毎年 1 4 万人前後が利用している。また、構内には沖縄連携促進特別振興事業により冷凍冷蔵庫が整備され、北部地域で生産された農水産物の物流施設として、産業振興の一翼を担っている。

離島航路へのアクセスや物流の円滑化に向けた重要な路線である村道湧川運天線は、全長が3,725メートルで全線において幅員が狭小であり、交差点隅切りも未整備で、トラック等の大型車両の運行が厳しく、普通車両によるすれ違い時には危険性が高い状況にある。

一方、連結する国道505号沿線には、国営沖縄記念公園海洋博公園や世界文化遺産の今帰仁城跡が立地し、嵐山ゴルフ場では2025年に開業を予定している大型テーマパーク事業が進められている。

このようなことから、今帰仁村道湧川運天線を県道へ昇格し、運天港を起点とする隘路となっている区間の整備を行うことで、重要港湾及び主要観光地への利便性や物流の向上等が図られ、伊是名村、伊平屋村の離島振興と今帰仁村及び北部地域の発展に大きく寄与するものである。

よって、本村議会は下記事項について、早期実現を強く求める。

記

一、今帰仁村道湧川運天線の県道昇格による整備
以上、決議する。

令和3年7月30日

提出先

沖縄県知事 宛

沖縄県議会議長

伊 是 名 村 議 会

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

お諮りいたします。本案について質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第4号・今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第4号・今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和3年第2回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会（午前10時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員